

議員提出議案第1号

須賀川市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記議案を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条及び須賀川市議会会議規則（平成28年須賀川市議会規則第1号）第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成30年9月27日

議会運営委員長 五十嵐伸

須賀川市議會議長 佐藤暎二様

## 須賀川市議会委員会条例の一部を改正する条例

第1条 須賀川市議会委員会条例（平成28年須賀川市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第109条第3項」を「第109条第9項」に改める。

第3条第1項の表教育福祉常任委員会の項常任委員会の所管の欄中「文化スポーツ部」の次に「、市民交流センター」を加える。

第2条 須賀川市議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表を次のように改める。

常任委員会の名称	常任委員会の所管	委員定数
総務生活常任委員会	議会、企画財政部（長期的水資源対策に関する事務は除く。）、行政管理部、生活環境部、会計課、選挙管理委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会の分掌事務並びに他の常任委員会に属さない事務	8人
産業建設常任委員会	産業部、建設部（教育財産の建築に関する事務は除く。）、上下水道部及び農業委員会の分掌事務並びに長期的水資源対策に関する事務	8人
文教福祉常任委員会	文化スポーツ部、市民交流センター、健康福祉部及び教育委員会の分掌事務並びに教育財産の建築に関する事務	8人
議会広報常任委員会	議会の広報に関する事務	8人
予算常任委員会	当初予算及び補正予算に関する事務	23人

第3条第2項中「総務常任委員会、建設水道常任委員会、生活産業常任委員会又は教育福祉常任委員会」を「総務生活常任委員会、産業建設常任委員会又は文教福祉常任委員会」に改める。

第15条第1項中「総務常任委員会、建設水道常任委員会、生活産業常任委員会及び教育福祉常任委員会」を「総務生活常任委員会、産業建設常任委員会及び文教福祉常任委員会」に改める。

## 附 則

この条例中第1条の規定は須賀川市民交流センター条例（平成29年須賀川市条例第38号）の施行の日から、第2条の規定は平成31年9月4日から施行する。

議員提出議案第2号

須賀川市議会会議規則の一部を改正する規則

上記議案を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条及び須賀川市議会会議規則（平成28年須賀川市議会規則第1号）第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成30年9月27日

議会運営委員長 五十嵐伸

須賀川市議會議長 佐藤暁二様

## 須賀川市議会会議規則の一部を改正する規則

須賀川市議会会議規則（平成 28 年須賀川市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

目次中「(第 32 条—第 44 条)」を「(第 32 条—第 44 条)」に改める。

本則（第 65 条を除く。）中「表決をとる」を「表決を探る」に、「行なう」を「行う」に、「表決をとらなければならない」を「表決を探らなければならない」に改める。

第 65 条を次のように改める。

(電子投票システム等による表決)

第 65 条 議長は、表決を探るときは、電子投票システムにより、問題を可とする議員の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 電子投票システムによる表決を行う場合には、問題を可とする議員は賛成のボタンを押すものとする。

3 第 1 項及び第 71 条ただし書の規定にかかわらず、議長が必要があると認めるとときは、問題を可とする議員を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告することができる。

4 議長は、起立者の多少を認定し難いとき又は議長の宣告に対して出席議員 2 人以上から異議があるときは、記名投票で表決を探らなければならない。

第 67 条及び第 68 条中「第 65 条第 2 項」を「第 65 条第 4 項」に改める。

第 71 条ただし書中「起立の方法で」を「電子投票システムにより、」に改める。

第 118 条第 4 項中「行なっている」を「行っている」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。